

令和2年5月22日

日向市議会議長 黒木 高 広 様

提出者 議会運営委員会
委員長 海野 誓



議案提出書

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

委員会提出議案第1号

日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (案)

日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和37年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---------------------------|--|
| <p>附 則</p> <p>1～8 [略]</p> | <p>附 則</p> <p>1～8 [略]</p> <p><u>（令和2年6月に支給する期末手当に関する特例措置）</u></p> <p>9 <u>令和2年6月に支給する期末手当の額は、第5条の規定にかかわらず、同条第2項の規定により計算した額から、その額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。